

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所役員給与規程

平成17年4月1日

17規程第3号

改正	平成17年12月1日	17規程第63号
改正	平成21年5月29日	21規程第15-2号
改正	平成21年11月30日	21規程第19号
改正	平成22年4月1日	22規程第13-2号
改正	平成22年11月30日	22規程第24号
改正	平成23年4月1日	23規程第14号
改正	平成24年3月1日	24規程第1-2号
改正	平成25年4月1日	25規程第1号
改正	平成26年12月1日	26規程第4号
改正	平成27年4月1日	27規程第3号
改正	平成28年3月15日	28規程第14号
改正	令和4年12月1日	4規程第19号
改正	令和5年12月1日	5規程第33号
改正	令和7年1月1日	7規程第1号

(総則)

第1条 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「研究所」という。）の役員の給与の支給については、この規程の定めるところによる。

(役員の給与)

第2条 役員の給与は、常勤の役員については、本給、地域手当、通勤手当、期末手当及び勤勉手当とし、非常勤の役員については、通勤手当、非常勤役員手当とする。

(給与の支給)

第3条 役員の給与（期末手当及び勤勉手当を除く。）の支給日は、毎月16日とする。ただし、16日が休日に当たるときは前日（その日が休日に当たるときは、その日以前において、その日に最も近い休日でない日）を支給日とする。

2 期末手当及び勤勉手当の支給日は、6月30日及び12月10日とする。ただし、支給日が日曜日に当たるときは、支給日の前々日に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に支給する。

(本給)

第4条 常勤の役員の本給月額は次のとおりとする。

(1) 理事長 908,000円

(2) 理事 829,000円

(地域手当)

第5条 地域手当の月額、本給に100分の10を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第6条 通勤手当は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）第12条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する役員に支給する。

2 通勤手当の月額は、一般職給与法第12条第2項及び第3項に規定する額とする。

3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、国家公務員の例に準じて別に定める。

(期末手当)

第7条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した常勤の役員についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、一般職給与法第19条の4第2項に規定する指定職俸給表の適用を受ける職員に応じた割合を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した常勤の役員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において常勤の役員が受けるべき本給及び地域手当の月額並びに本給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに本給及び地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。

4 基準日以前6箇月以内の期間において、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）から引き続いて常勤の役員となった者の在職期間の計算については、その者の国家公務員としての引き続いた在職期間を常勤の役員としての引き続いた在職期間とみなす。

5 基準日以前に引き続き国家公務員となるために退職した常勤の役員には、第1項の規定にかかわらず、期末手当は支給しない。

6 次の各号のいずれかに該当する者には、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に独立行政法人通則法

(平成11年法律第103号)第23条第2項第2号の規定に基づき解任された常勤の役員

(2) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した常勤の役員(前号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(3) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

7 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた常勤の役員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続きによるものを除く。次項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、研究所の公共的使命に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき

8 理事長は、前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

9 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

10 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

(勤勉手当)

第8条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対し、その者の基準日以前6箇月以内の期間における職務実績等に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した常勤の役員についても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、第4項に規定する常勤の役員の在職期間による割合（以下この条において「期間率」という。）を乗じて得た額に、その者の職務実績等を考慮して理事長が別に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、厚生労働省独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果を勘案し、その職務実績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。この場合において、勤勉手当の額の総額は、常勤の役員の勤勉手当基礎額に一般職の国家公務員の例に準じて定める割合を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した常勤の役員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において常勤の役員が受けるべき本給及び地域手当の月額並びに本給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに本給及び地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。
- 4 期間率は、基準日以前6箇月以内の期間における常勤の役員の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合とする。

在職期間		割合	
6箇月		100分の	100
5箇月15日以上	6箇月未満	100分の	95
5箇月以上	5箇月15日未満	100分の	90
4箇月15日以上	5箇月未満	100分の	80
4箇月以上	4箇月15日未満	100分の	70
3箇月15日以上	4箇月未満	100分の	60
3箇月以上	3箇月15日未満	100分の	50
2箇月15日以上	3箇月未満	100分の	40
2箇月以上	2箇月15日未満	100分の	30
1箇月15日以上	2箇月未満	100分の	20
1箇月以上	1箇月15日未満	100分の	15
15日以上	1箇月未満	100分の	10
15日未満		100分の	5
零			0

- 5 前条第4項から第10項までの規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、前条第4項中「基準日」とあるのは「基準日（次条第1項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。）」と、同条第5項及び第6項中「第1項」とあるのは「次条第1項」と読み替えるものとする。

(非常勤役員手当)

第9条 非常勤役員手当は、月額とし、次のとおりとする。

(1) 監事1 131,000円

(2) 監事2 87,000円

(給与の日割計算)

第10条 月の初日以外の日において新たに就任した役員（非常勤役員を除く。以下この条において同じ。）に就任当月分の給与（通勤手当、期末手当及び勤勉手当を除く。以下同じ。）を支給する場合は、給与の日額に月の初日からその者が役員となった日の前日に至るまでの土曜日及び日曜日以外の日の数を乗じて得た額を給与の月額から控除する。

2 月の末日以外の日において退職し、又は解任された役員に対する退職当月分の給与を支給する場合は、給与の日額にその者が退職し、又は解任された日の翌日から月の末日に至るまでの土曜日及び日曜日以外の日の数を乗じて得た額を給与の月額から控除する。ただし、死亡した者に対する死亡当月分の給与は、当月分の給与の全額を支給する。

(給与の日額)

第11条 前条に規定する給与の日額は、給与の月額を当該月の土曜日及び日曜日以外の日の数で除して得た額とする。

(給与の支払方法)

第12条 役員の給与は、その全額を通貨で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の給与から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 役員が給与の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(端数処理)

第13条 この規程による計算において生じた1円未満の端数は切り捨てる。

(実施に関し必要な事項)

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月1日17規程第63号）

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平成21年5月29日21規程第15-2号）

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

平成21年6月1日を基準日として支給する期末手当及び勤勉手当に関する第7条第2項及び第8条第2項の規定の適用については、第7条第2項中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、第8条第2項中「100分の85」とあるのは、「100分の75」とする。

附 則（平成21年11月30日21規程第19号）

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

（経過措置）

- 1 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き在職する役員で、その者の受ける本給月額・非常勤職員手当（以下「本給月額等」という。）が同日において受けていた本給月額等（独立行政法人医薬基盤研究所役員給与規程（平成21年12月1日改正）の施行の日在職する役員においては、百分の九十九・六八を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる役員には、本給月額等のほか、その差額に相当する額を本給及び非常勤職員手当として支給する。

（平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、役員給与規程第7条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額から次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。
 - （1）平成21年4月1日において役員が受けるべき本給及び地域手当の月額の合計額に100分の0.24を乗じて得た額（以下「基礎額」という。）に、同4月から同年11月までの月数を乗じて得た額。
 - （2）平成21年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額。
- 4 基礎額及び前項第2号に掲げる額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則（平成22年4月1日22規程第13-2号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年11月30日22規程第24号）

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成21年12月1日施行の経過措置における「百分の九十九・六八」を「百分の九十九・四四」に改める

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 3 平成22年12月に支給する期末手当の額は、役員給与規程第7条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額から次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。

(1) 平成22年4月1日において役員が受けるべき本給及び地域手当の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額(以下「基礎額」という。)に、同4月から同年11月までの月数を乗じて得た額。

(2) 平成22年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額。

- 4 基礎額及び前項第2号に掲げる額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則 (平成23年4月1日23規程第14号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月1日24規程第1-2号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成21年12月1日施行の経過措置における「百分の九十九・六八」を「百分の九十八・九四」に改め、経過措置を行う期間については、平成26年3月31日までとする。

(平成24年4月1日から平成26年3月31日までの特例措置)

- 3 平成24年4月1日から平成26年3月31日の間においては、給与の支給にあたり、本給月額、地域手当、期末手当、勤勉手当については、次の各号に定める額に相当する額を減じて、支給する。

(1) 本給 本給月額に100分の9.77を乗じた額

(2) 地域手当 地域手当の額に100分の9.77を乗じた額

(3) 期末手当 期末手当の額に100分の9.77を乗じた額

(4) 勤勉手当 勤勉手当の額に100分の9.77を乗じた額

(平成24年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 4 平成24年6月の期末手当の額は、第7条の規定により算定される期末手当の額から、本給月額等の合計額に100分の0.37を乗じて得た額に平成23年4月1日からこの規程の施行の属する月の前月までの月数を乗じて得た額並びに

平成23年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じた額並びに平成23年12月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じた額の合計額を減じた額とする。

附 則（平成25年4月1日25規程第1号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月1日26規程第4号）

この規程は、平成26年12月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日27規程第3号）

（施行期日）

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

（本給月額に関する経過措置）

2 施行日の前日において、独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律（平成26年法律第38号）附則第2条第1項の規定による解散前の独立行政法人国立健康・栄養研究所（以下「健康・栄養研究所」という。）の常勤の役員であった者で、施行日において研究所の常勤の役員として任命された者に対する本給月額については、第4条第1号の額とする。

（差額の支給）

3 施行後の本給の適用の日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き在職する役員及び健康・栄養研究所の常勤の役員であった者であって、切替日において研究所の常勤の役員として任命された者について、その者の受ける本給が切替日の前日において受けていた額に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、本給のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。

（期末手当及び勤勉手当に関する経過措置）

4 施行日の前日において、独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律（平成26年法律第38号）附則第2条第1項の規定による解散前の健康・栄養研究所の常勤の役員であった者であって、施行日において研究所の常勤の役員として任命された者に対する期末手当及び勤勉手当の支給については、その者の健康・栄養研究所の常勤の役員としての在職期間及び勤務時間を研究所の常勤の役員としての在職期間及び勤務時間とみなす。

附 則（平成28年3月15日28規程第14号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和4年12月1日4規程第19号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和4年12月1日から施行する。ただし、第5条に規定する地域手当は、国立健康・栄養研究所の摂津市移転の日から施行することとし、当該移転の日の前日までは、なお従前の通りとする。

附 則（令和5年12月1日5規程第33号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和5年12月1日から施行する。ただし、第4条に規定する本給は、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和7年1月1日7規程第1号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。